

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）	1
家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）（抄）（第二条関係）	4
交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）（抄）（第三条関係）	5
活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）（抄）（第四条関係）	7
大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）（第五条関係）	9
地震防災対策特別措置法（平成七年法律第一百一十号）（抄）（第六条関係）	11
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）（第七条関係）	12
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）（抄）（第八条関係）	15
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）（第九条関係）	16
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）（第十条関係）	18
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）（第十一条関係）	27
地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）（第十二条関係）	29
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）（第十三条関係）	36
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第十四条関係）	42
地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（第十五条関係）	56
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）（第十六条関係）	72
社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第十七条関係）	80
図書館法（昭和二十五年法律第一百八十八号）（抄）（第十八条関係）	81
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）（抄）（第十九条関係）	82
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）（抄）（第二十条関係）	83

地域保健法（昭和二十二年法律第一〇号）（抄）（第二十一条関係）	．．．．．	84
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二十二条関係）	．．．．．	85
理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（抄）（第二十三条関係）	．．．．．	94
墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）（抄）（第二十四条関係）	．．．．．	95
興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）（抄）（第二十五条関係）	．．．．．	97
旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）（抄）（第二十六条関係）	．．．．．	99
公衆浴場法（昭和二十三年法律第三百三十九号）（抄）（第二十七条関係）	．．．．．	101
民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）（抄）（第二十八条関係）	．．．．．	103
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第二十九条関係）	．．．．．	104
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）（抄）（第三十条関係）	．．．．．	111
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（抄）（第三十一条関係）	．．．．．	114
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（抄）（第三十二条関係）	．．．．．	116
毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）（抄）（第三十三条関係）	．．．．．	118
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第三十四条関係）	．．．．．	120
社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第三十五条関係）	．．．．．	128
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）（抄）（第三十六条関係）	．．．．．	130
美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）（抄）（第三十七条関係）	．．．．．	131
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）（抄）（第三十八条関係）	．．．．．	132
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）（抄）（第三十九条関係）	．．．．．	135
薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）（抄）（第四十条関係）	．．．．．	138
母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）（抄）（第四十一条関係）	．．．．．	149
母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）（第四十二条関係）	．．．．．	150
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）（第四十三条関係）	．．．．．	153
勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）（抄）（第四十四条関係）	．．．．．	159
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第四十五条関係）	．．．．．	161

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）（抄）（第四十六条関係）	．．．．．
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）（第四十七条関係）	．．．．．
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）（抄）（第四十八条関係）	．．．．．
水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）（抄）（第四十九条関係）	．．．．．
林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（抄）（第五十条関係）	．．．．．
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）（抄）（第五十一条関係）	．．．．．
健康増進法（平成十四年法律第三百三号）（抄）（第五十二条関係）	．．．．．
次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）（抄）（第五十三条関係）	．．．．．
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（第五十四条関係）	．．．．．
がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）（抄）（第五十五条関係）	．．．．．
救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第三百三号）（抄）（第五十六条関係）	．．．．．
競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）（抄）（第五十七条関係）	．．．．．
農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）（抄）（第五十八条関係）	．．．．．
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）（第五十九条関係）	．．．．．
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）（抄）（第六十条関係）	．．．．．
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）（第六十一条関係）	．．．．．
漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）（第六十二条関係）	．．．．．
植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）（抄）（第六十三条関係）	．．．．．
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）（抄）（第六十四条関係）	．．．．．
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）（第六十五条関係）	．．．．．
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）（抄）（第六十六条関係）	．．．．．

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）（抄）（第六十七条関係）	216
山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（抄）（第六十八条関係）	219
野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）（抄）（第六十九条関係）	221
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）（第七十条関係）	223
海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）（抄）（第七十一条関係）	225
農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号）（抄）（第七十二条関係）	227
沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）（抄）（第七十三条関係）	229
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（抄）	232
（第七十四条関係）	232
地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）（抄）（第七十五条関係）	234
集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）（抄）（第七十六条関係）	235
市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）（抄）（第七十七条関係）	238
獣医療法（平成四年法律第四十六号）（抄）（第七十八条関係）	239
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）（抄）	241
（第七十九条関係）	241
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）（第八十条関係）	243
青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（抄）（第八十一条関係）	246
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十号）（抄）（第八十二条関係）	247
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十二号）（抄）（第八十三条関係）	248
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百十号）（抄）（第八十四条関係）	249
有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第一百十二号）（抄）（第八十五条関係）	250
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）（抄）	251
（第八十六条関係）	251
ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）（第八十七条関係）	255

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）（抄）（第八十八条関係）	．．．．．
電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（抄）（第八十九条関係）	．．．．．
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）（第九十条関係）	．．．．．
消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）（第九十一条関係）	．．．．．
中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）（抄）（第九十二条関係）	．．．．．
発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）（抄）（第九十三条関係）	．．．．．
計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）（第九十四条関係）	．．．．．
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）（抄）（第九十五条関係）	．．．．．
水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）（抄）（第九十六条関係）	．．．．．
水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）（第九十七条関係）	．．．．．
公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）（抄）（第九十八条関係）	．．．．．
道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（第九十九条関係）	．．．．．
離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）（抄）（第一百条関係）	．．．．．
土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）（第一百一条関係）	．．．．．
道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（第一百二条関係）	．．．．．
都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（抄）（第一百三三条関係）	．．．．．
空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）（第一百四条関係）	．．．．．
駐車場法（昭和三十二年法律第六十号）（抄）（第一百五五条関係）	．．．．．
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）（第一百六条関係）	．．．．．
下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（第一百七七条関係）	．．．．．
住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）（第一百八条関係）	．．．．．
豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）（抄）（第一百九条関係）	．．．．．
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（抄）（第一百十条関係）	．．．．．
近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）（抄）	．．．．．

(第百十一条関係)	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)(抄)(第百十二条関係)	322
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号)(抄)(第百十三条関係)	326
	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)(抄)(第百十四条関係)	327
	首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百一号)(抄)(第百十五条関係)	330
	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第一百十号)(抄)(第百十六条関係)	330
	中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第二百二号)(抄)	334
	(第百十七条関係)	
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三百三号)(抄)(第百十八条関係)	340
	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第一百十号)(抄)	337
	(第百十九条関係)	
	都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)(抄)(第百二十条関係)	346
	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)(第百二十一条関係)	348
	筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)(抄)(第百二十二条関係)	387
	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)(抄)(第百二十三条関係)	390
	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)(抄)(第百二十四条関係)	391
	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)(抄)(第百二十五条関係)	392
	新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)(抄)(第百二十六条関係)	396
	都市モノレールの整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律第二百二十九号)(抄)(第百二十七条関係)	397
	都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)(抄)(第百二十八条関係)	398
	生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)(抄)(第百二十九条関係)	418
	国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)(抄)(第百三十条関係)	419
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)(抄)	421
	(第百三十一条関係)	

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）（抄）	
（第三百三十二条関係）	429
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）（抄）（第三百三十三条関係）	430
幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）（第三百三十四条関係）	432
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）（抄）	
（第三百三十五条関係）	439
広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）（抄）（第三百三十六条関係）	440
半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）（抄）（第三百三十七条関係）	441
総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）（抄）（第三百三十八条関係）	442
関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）（抄）（第三百三十九条関係）	445
多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）（第四百十条関係）	447
大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）（抄）	
（第四百四十一条関係）	451
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）（抄）	
（第四百四十二条関係）	453
地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）（抄）	
（第四百四十三条関係）	462
大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第一百十号）（抄）（第四百四十四条関係）	464
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）（抄）（第四百四十五条関係）	467
被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）（抄）（第四百四十六条関係）	470
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（抄）（第四百四十七条関係）	475
建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）（抄）（第四百四十八条関係）	478
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（第四百四十九条関係）	480
外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）	

(第百五十条関係)
優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第四十一号)(抄)(第百五十一条関係)
中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)(抄)(第百五十二条関係)
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)(抄)(第百五十三条関係)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)(抄)(第百五十四条関係)
都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(抄)(第百五十五条関係)
マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)(抄)(第百五十六条関係)
特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)(抄)(第百五十七条関係)
景観法(平成十六年法律第一百十号)(抄)(第百五十八条関係)
都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)(抄)(第百五十九条関係)
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)(抄)(第百六十条関係)
住宅生活基本法(平成十八年法律第六十一号)(抄)(第百六十一条関係)
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)(抄)(第百六十二条関係)
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)(抄)(第百六十三条関係)
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)(抄)(第百六十四条関係)
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄)(第百六十五条関係)
温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)(抄)(第百六十六条関係)
自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)(抄)(第百六十七条関係)
大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)(抄)(第百六十八条関係)
騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)(抄)(第百六十九条関係)
公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第三百三十三号)(抄)(第百七十条関係)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)(抄)(第百七十一条関係)
水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)(抄)(第百七十二条関係)

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十九号）（抄）（第一百七十三條關係）	589
悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）（第七十四條關係）	590
自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）（第七十五條關係）	593
動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五五号）（抄）（第七十六條關係）	594
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）（抄）（第七十七條關係）	595
振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）（抄）（第七十八條關係）	596
湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（抄）（第七十九條關係）	599
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）（抄）（第八十條關係）	601
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）（第八十一條關係）	602
環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）（第八十二條關係）	603
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）（抄）（第八十三條關係）	606
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）（抄）（第八十四條關係）	607
ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五五号）（抄）（第八十五條關係）	609
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）（第八十六條關係）	610
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（第八十七條關係）	611
特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）（抄）（第八十八條關係）	619
エコツーリズム推進法（平成十九年法律第五五号）（抄）（第八十九條關係）	620
健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（附則第八十三條關係）	621
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（附則第八十四條關係）	622
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）（附則第八十五條關係）	627
港湾法（昭和二十五年法律第二百一十八号）（抄）（附則第八十六條關係）	632

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第八十七条関係）	．．．．．
酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）（附則第八十八条関係）	．．．．．
自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第八十九条関係）	．．．．．
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第九十一条関係）	．．．．．
高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）（附則第九十二条関係）	．．．．．
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）（抄）（附則第九十三条関係）	．．．．．
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（抄）	．．．．．
（附則第九十四条関係）	．．．．．
道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十三号）（抄）（附則第九十五条関係）	．．．．．
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第九十六条関係）	．．．．．
自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）（抄）（附則第九十七条関係）	．．．．．
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）（抄）	．．．．．
（附則第九十九条関係）	．．．．．
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八号）（抄）（附則第一百一条関係）	．．．．．
民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）（抄）（附則第一百三三条関係）	．．．．．
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）（抄）	．．．．．
（附則第一百四四条関係）	．．．．．
地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）（附則第一百五五条関係）	．．．．．
看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）（抄）（附則第一百六条関係）	．．．．．
環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）（附則第一百七七条関係）	．．．．．
沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）（附則第一百八条関係）	．．．．．
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）（抄）（附則第一百九条関係）	．．．．．
独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（抄）（附則第一百一一条関係）	．．．．．
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）（抄）	．．．．．

（附則第百二十二条関係）	．．．．．	681
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）（抄）（附則第百十三条関係）	．．．．．	685
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）	．．．．．	690
（附則第百十四条関係）	．．．．．	691
空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）（附則第百十五条関係）	．．．．．	692
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第七十一号）（抄）（附則第百十六条関係）	．．．．．	693
地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	．．．．．	695
（平成二十年法律第七十二号）（抄）（附則第百十七条関係）	．．．．．	697
（平成二十二年法律第七十二号）（抄）（附則第百十八条関係）	．．．．．	704
総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）（抄）（附則第百十九条関係）	．．．．．	706
関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）	．．．．．	706
（附則第百二十条関係）	．．．．．	706
環境省設置法（平成十一年法律第一百一号）（抄）（附則第百二十二条関係）	．．．．．	706

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 新旧対照条文

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(市町村防災会議) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 6 (略) (都道府県地域防災計画) 第四十条 (略) 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。 一～三 (略) (削除)</p>	<p>(市町村防災会議) 第十六条 (略) 2・3 (略) 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。 6 (略) (都道府県地域防災計画) 第四十条 (略) 2 都道府県地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。 一～三 (略) 四 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の地域に係る防災に関し都道府県防災会議が必要と認める事項</p>

<p>3・4 (略)</p> <p>(市町村地域防災計画)</p> <p>第四十二条 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p> <p>(市町村地域防災計画)</p> <p>第四十二条 (略)</p>
<p>2 市町村地域防災計画は、<u>おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 市町村地域防災計画は、<u>次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</p>
<p>3 市町村防災会議は、<u>第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</u></p>	<p>3 市町村防災会議は、<u>第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。</u>この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。</p>
<p>4 都道府県知事は、<u>前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。</u></p>	<p>4 市町村防災会議は、<u>第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。</u></p>
<p>5 (略)</p> <p>(市町村相互間地域防災計画)</p> <p>第四十四条 (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>(市町村相互間地域防災計画)</p> <p>第四十四条 (略)</p>
<p>3 第四十二条第三項及び第四項の規定は、<u>第一項の規定により市町村防</u></p>	<p>3 第四十二条第三項の規定は、<u>第一項の規定により市町村防災会議の協</u></p>

災会議の協議会が、市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正した場合について準用する。

(削除)

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 (略)

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

協議会が、市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正しようとする場合について準用する。

4 市町村防災会議の協議会は、第一項の規定により市町村相互間地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。

2 (略)

3 市町村長は、前項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

○ 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	（都道府県又は市が処理する事務） 第二十四条（略） 2 前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政 令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。
現行	（都道府県が処理する事務） 第二十四条（略）

改正案	現行
<p>（市町村交通安全計画等）</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。</p> <p>2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、<u>おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、<u>速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに</u>、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成した</p>	<p>（市町村交通安全計画等）</p> <p>第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。</p> <p>2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。</p> <p>3 市町村交通安全計画は、<u>次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p> <p>4 市町村長は、<u>必要があると認めるときは</u>、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、<u>すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。</u></p> <p>6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成した</p>

7
(略)
ときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7
(略)
ときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>第四条 避難施設緊急整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削除）</p> <p>（防災営農施設整備計画等）</p> <p>第八条 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において「防災営農施設整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において「防災林業経営施設整備計画」という。）を作成することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中</p>	<p>第四条 避難施設緊急整備計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 其他政令で定める事項</p> <p>（防災営農施設整備計画等）</p> <p>第八条 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる農作物の被害が農業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農作物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において「防災営農施設整備計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる林産物の被害が林業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該林産物の被害を防止するために必要な施設の整備等に関する計画（以下この条において「防災林業経営施設整備計画」という。）を作成するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によつて生ずる養殖中の水産動植物又は水産物の被害が漁業経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該養殖中</p>

の水産動植物又は水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に
関する計画（以下この条において「防災漁業経営施設整備計画」という
。）を作成することができる。

4
(略)

5 都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成したときは、これを
農林水産大臣に報告しなければならない。

6 前二項の規定は、防災営農施設整備計画等の変更について準用する。

の水産動植物又は水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に
関する計画（以下この条において「防災漁業経営施設整備計画」という
。）を作成するものとする。

4
(略)

5 都道府県知事は、防災営農施設整備計画等を作成したときは、これを
農林水産大臣に協議しなければならない。

6 前二項の規定は、防災営農施設整備計画等を変更する場合について準
用する。

改 正 案	現 行
<p>（地震防災強化計画）</p> <p>第六条 第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては第十一条第六項第三号及び第十三条第一項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>（地震防災強化計画）</p> <p>第六条 第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会若しくは災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては第十一条第六項第三号及び第十三条第一項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画において、同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければ</p>

一〇三 (略)

2| 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部（第二十八条第二項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第一号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第二号及び第三号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

3| (略)

ばならない。

一〇三 (略)

(新設)

2| (略)

改正案	現行
<p>（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）</p> <p>第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>（削除）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（地震防災緊急事業五箇年計画の内容）</p> <p>第三条 地震防災緊急事業五箇年計画は、次に掲げる施設等の整備等であつて、当該施設等に関する主務大臣の定める基準に適合するものに関する事項について定めるものとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所轄庁）</p> <p>第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（設立の認証）</p> <p>第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県又は指定都市の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見聴取）</p>	<p>（所轄庁）</p> <p>第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（設立の認証）</p> <p>第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項、第四十四条の二及び第四十四条の三を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見聴取）</p>

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事又は指定都市の長である場合にあつては警視總監又は道府県警察本部長（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）の意見を聴くことができる。

（情報通信技術利用法の適用）

第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあつては警察庁長官、都道府県知事である場合にあつては警視總監又は道府県警察本部長（次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。）の意見を聴くことができる。

（情報通信技術利用法の適用）

第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、

国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県又は指定都市の条例）」とする。

2 (略)

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県又は指定都市の条例）」とする。

国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

2 (略)

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

改正案	現行
<p>(実施方針)</p> <p>第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うおとすときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <p>一 七 略</p> <p>3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(特定事業の選定)</p> <p>第六条 公共施設等の管理者等は、前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。</p>	<p>(実施方針)</p> <p>第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うおとすときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。</p> <p>一 七 略</p> <p>八 その他特定事業の実施に必要な事項</p> <p>3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(特定事業の選定)</p> <p>第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。</p>

改正案	現行
<p>（推進計画）</p> <p>第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関）は同条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>（推進計画）</p> <p>第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関）は同条第九号に規定する防災業務計画において、同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二十条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。</p>

<p>1・2 (略)</p> <p>2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四四条第四項及び第七項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。</p> <p>(構造改革特別区域計画の認定) 第四条 (略) 2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 構造改革特別区域の範囲 (削除) (削除) 二・三 (略) (削除)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律（第四十三条第一項を除く。）において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村（特別区を含む。第四三条第三項及び第六項並びに第十九条第一項において同じ。）又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいう。</p> <p>(構造改革特別区域計画の認定) 第四条 (略) 2 構造改革特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 構造改革特別区域の範囲及び名称並びに特性 二 構造改革特別区域計画の意義及び目標 三 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果 四・五 (略) 六 前各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p>

3| 前項各号に掲げるもののほか、構造改革特別区域計画を定める場合には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一| 構造改革特別区域の名称及び特性

二| 構造改革特別区域計画の意義及び目標

三| 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

4| 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、第二項第二号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聴くとともに、都道府県にあつては関係市町村の意見を聴かなければならない。

5| 6| (略)

7| 第一項の規定による認定の申請には、第四項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第五項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

8| (略)

9| 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、構造改革特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一〇三 (略)

10| 内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十二項及び次条において「認定」という。）をしようとするときは、第二項第三号に掲げ

(新設)

3| 地方公共団体は、構造改革特別区域計画の案を作成しようとするときは、前項第四号に掲げる実施主体（以下「実施主体」という。）の意見を聴くとともに、都道府県にあつては関係市町村の意見を聴かなければならない。

4| 5| (略)

6| 第一項の規定による認定の申請には、第三項の規定により聴いた実施主体及び関係市町村の意見の概要（第四項の提案を踏まえた構造改革特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該意見及び当該提案の概要）を添付しなければならない。

7| (略)

8| 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた構造改革特別区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一〇三 (略)

9| 内閣総理大臣は、前項の規定による認定（次項、第十一項及び次条において「認定」という。）をしようとするときは、第二項第五号に掲げ

る事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

11・12 (略)

(認定構造改革特別区域計画の変更)

第六条 (略)

2 第四条第四項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第七条 内閣総理大臣は、第四条第九項の規定による認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三十二条を除き、以下「認定」という。)を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画(前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

る事項について関係行政機関の長の同意を得なければならない。この場合において、当該関係行政機関の長は、当該事項が、法律により規定された規制に係るものにあつては第四章で、政令又は主務省令により規定された規制に係るものにあつては構造改革特別区域基本方針に即して政令又は主務省令で、それぞれ定めるところに適合すると認められるときは、同意をするものとする。

10・11 (略)

(認定構造改革特別区域計画の変更)

第六条 (略)

2 第四条第三項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第七条 内閣総理大臣は、第四条第八項の規定による認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三十二条を除き、以下「認定」という。)を受けた地方公共団体に対し、認定構造改革特別区域計画(前条第一項の規定による認定構造改革特別区域計画の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 (略)

(認定の取消し)

第九条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第四条第十二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(医療法等の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認

第九条 内閣総理大臣は、認定構造改革特別区域計画が第四条第八項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 第四条第十一項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(医療法等の特例)

第十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における医療の需要の動向その他の事情からみて、医療保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）をいう。第八項において同じ。）による療養の給付並びに被保険者、組合員又は加入者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養に該当しないものであって、放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置による画像診断その他の厚生労働大臣が定める指針に適合する高度な医療（以下この条において「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認

定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件の全てに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令並びに同法第二十一条の規定に基づく都道府県の条例で定める要件に適合するものであること。

二・三（略）

2～8（略）

（私立学校法の特例）

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人を

定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事（診療所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）は、同条第五項の規定にかかわらず、同条第一項の許可を与えるものとする。

一 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

二・三（略）

2～8（略）

（私立学校法の特例）

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人を

いう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であつて第六項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2・3 (略)

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

(削除)

一〇四 (略)

(削除)

5| 公私協力基本計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲

いう。以下この条において同じ。）が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下この条において「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であつて第五項の指定を受けたもの（第三項において「指定設立予定者」という。）が、所轄庁（同法第四条に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。）に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

2・3 (略)

4 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下この条において「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

一| 教育目標に関する事項

二〇五 (略)

六| その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

(新設)

げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 教育目標に関する事項

二 その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

6| 第四項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

7| 12| (略)

13| 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第九項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第九項又は第十二項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第九項又は第十二項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「

5| 前項の規定により公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

6| 11| (略)

12| 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条（第三号に係る部分を除く。）及び第十四条第一項の規定は、第八項又は前項の規定により協力地方公共団体が協力学校法人に対し助成を行う場合について準用する。この場合において、同法第十二条中「所轄庁は、この法律の規定」とあるのは「協力地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十条第三項に規定する協力地方公共団体をいう。以下同じ。）の長は、同条第八項又は第十一項の規定」と、「学校法人に」とあるのは「協力学校法人（同条第一項に規定する協力学校法人をいう。以下同じ。）に」と、同条第一号及び第二号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、同条第四号中「学校法人」とあるのは「協力学校法人」と、「所轄庁」とあるのは「協力地方公共団体の長」と、同法第十四条第一項中「第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人」とあるのは「構造改革特別区域法第二十条第八項又は第十一項の規定により助成を受ける協力学校法人」と、「

作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

14| (略)

15| 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第六項の指定を取り消すことができる。

16| (略)

17| 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第八項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十一項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行うおとすときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

18| (略)

(社会保険労務士法の特例)

第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であつて厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法（昭和

作成しなければならない」とあるのは「作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

13| (略)

14| 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る第五項の指定を取り消すことができる。

15| (略)

16| 協力地方公共団体の長は、第四項の規定による公私協力基本計画の策定及び第七項の規定による公私協力基本計画の変更並びに第十項の規定による公私協力年度計画及び収支予算の認可を行うおとすときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

17| (略)

(社会保険労務士法の特例)

第三十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の各号のいずれにも該当するものと認めて第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該構造改革特別区域内に事務所を有する社会保険労務士であつて厚生労働省令で定める要件に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法（昭和

二十二年法律第四十九号) 第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除(別表第二十二号において「労働契約の締結等」という。)について当該求職者又は労働者の代理(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号) 第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。)をすることを業とすることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

二十二年法律第四十九号) 第六条の規定にかかわらず、社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号) 第二条第一項各号に掲げる事務のほか、当該構造改革特別区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該構造改革特別区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除(別表第二十二号において「労働契約の締結等」という。)について当該求職者又は労働者の代理(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号) 第七十二条に規定する法律事件に関する代理を除く。)をすることを業とすることができる。

一・二 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（推進計画）</p> <p>第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定行政機関の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関）は同条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p>	<p>（推進計画）</p> <p>第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定行政機関の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関）は同条第九号に規定する防災業務計画において、同法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければ</p>

一・二 (略)

2| 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

3| (略)

ばならない。

一・二 (略)

(新設)

2| (略)

改正案	現行
<p>第四条（略）</p> <p>2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項に規定する地域再生計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項</p> <p>四（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>（地域再生計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削除）</p> <p>二 地域再生を図るために行う事業に関する事項</p> <p>三（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、地域再生計画を定める場合には、次に</p>	<p>第四条（略）</p> <p>2 地域再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次条第一項に規定する地域再生計画の同条第八項の認定に関する基本的な事項</p> <p>四（略）</p> <p>3～6（略）</p> <p>（地域再生計画の認定）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 地域再生計画の目標</p> <p>三 前号の目標を達成するために行う事業に関する事項</p> <p>四（略）</p> <p>五 その他内閣府令で定める事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>（新設）</p>

掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 地域再生計画の目標

二 その他内閣府令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 五 (略)

5 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者

二 (略)

6 八 (略)

9 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、地域再生計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

10 (略)

11 内閣総理大臣は、地域再生計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

3 前項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 五 (略)

4 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、地域再生計画を作成することを提案することができる。この場合においては、地域再生基本方針に即して、当該提案に係る地域再生計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る地域再生計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二 (略)

5 七 (略)

8 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった地域再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 (略)

9 (略)

10 内閣総理大臣は、地域再生計画に第三項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第八項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

12| 内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第九項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第九項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十一項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第九項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第五項から第十二項まで及び前条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは

11| 内閣総理大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第十項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域再生計画の変更)

第七条 地方公共団体は、第五条第八項の認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定地域再生計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八条 内閣総理大臣は、第五条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域再生計画（認定地域再生計画の変更があったときは

、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第九条 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第九項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることで

、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定地方公共団体に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第九条 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第十条 内閣総理大臣は、認定地域再生計画が第五条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定地域再生計画に同条第三項各号に掲げる事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 (略)

3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定地域再生計画に第五条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることで

きる。

4 第五条第十二項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第十二条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

二 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3・4 (略)

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

一 第五条第二項第二号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする者

二 (略)

6～11 (略)

第十九条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第三号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2～4 (略)

きる。

4 第五条第十一項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第十二条 (略)

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 (略)

二 第五条第二項第三号に規定する事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

3・4 (略)

5 次に掲げる者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

一 第五条第二項第三号に規定する事業を実施し、又は実施しようとする者

二 (略)

6～11 (略)

第十九条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第三項第三号に掲げる事項が記載されている場合において、同号イ、ロ又はハに規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2～4 (略)

第二十条 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五條第四項第四号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2～8 (略)

第二十一条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五條第四項第五号に規定する事業を行う場合には、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見（第五條第十項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。）に關すること

第二十条 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域再生計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該地域再生支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定地域再生計画に記載されている第五條第三項第四号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2～8 (略)

第二十一条 認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき第五條第三項第五号に規定する事業を行う場合には、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもつて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 認定の申請がなされた地域再生計画についての意見（第五條第九項の規定により内閣総理大臣に対し述べる意見をいう。）に關すること

三
五
略

三
五
略

改正案	現行
<p>（地方公共団体における官民競争入札等の実施方針）</p> <p>第八条 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施するため、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成することができる。</p> <p>2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>（削除）</p> <p>一 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>二 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>（削除）</p> <p>3 前項各号に掲げるもののほか、実施方針には、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 地方公共団体の長は、第二項各号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると思われる業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<p>（地方公共団体における官民競争入札等の実施方針）</p> <p>第八条 地方公共団体の長は、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、官民競争入札又は民間競争入札の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を作成するものとする。</p> <p>2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標に関する事項</p> <p>二 官民競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>三 民間競争入札の対象として選定した地方公共団体の特定公共サービスの内容</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、競争の導入による公共サービスの改革の実施に関し必要な事項</p> <p>（新設）</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る部分を定めようとするときは、あらかじめ、民間事業者が特定公共サービスのうちその実施を自ら担うことができると思われる業務の範囲について、民間事業者の意見を聴くものとする。</p>

5| 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取を行う場合には、当該聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めるものとする。

6| 地方公共団体の長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(官民競争入札実施要項)

第十六条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、官民競争入札実施要項を定めることができる。

2 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇十二 (略)

(削除)

3 前項第三号に規定する資格は、おおむね次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三 (略)

(削除)

4| 地方公共団体の長は、前項に規定する意見の聴取が適切に実施されるよう、当該地方公共団体が実施している特定公共サービスの内容その他の参考となる情報を、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

5| 地方公共団体の長は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(官民競争入札実施要項)

第十六条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において官民競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、官民競争入札実施要項を定めるものとする。

2 官民競争入札実施要項は、官民競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇十二 (略)

十三| その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十二号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三 (略)

四| その他地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの適正かつ確実

4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、お
おむね次に掲げるものを明らかにするものとする。

一〜四 (略)

5〜7 (略)

(準用)

第十七条 第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施す
る官民競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中
「第二十二條第一項」とあるのは「第二十三條において準用する第二十
二條第一項」と、同条第十二号及び第十一条第三項中「官民競争入札等
監理委員会」とあるのは「第四十七條第一項に規定する合議制の機関」
と、第十二條中「第九條第二項第五号に規定する評価の基準に従って、
前條第一項」とあるのは「前條第一項」と、「官民競争入札等監理委員
会の議を経なければならない」とあるのは「第四十七條第一項に規定す
る合議制の機関の議を経なければならない」、第十六條第二項第五号に規定
する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うもの
とする」と、第十三條第一項中「会計法（昭和二十二年法律第三十五号
）第二十九條の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も
」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるものとし
る。

(民間競争入札実施要項)

な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第七号に規定する実施状況に関する情報の開示においては、次
に掲げるものを明らかにするものとする。

一〜四 (略)

5〜7 (略)

(準用)

第十七条 第十条から第十三条までの規定は、地方公共団体の長が実施す
る官民競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中
「第二十二條第一項」とあるのは「第二十三條において準用する第二十
二條第一項」と、同条第十二号、第十一条第三項及び第十二條中「官民
競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七條第一項に規定する合議
制の機関」と、同条中「第九條第二項第五号」とあるのは「第十六條第
二項第五号」と、第十三條第一項中「会計法（昭和二十二年法律第三十
五号）第二十九條の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「
最も」と、同条第三項中「政令」とあるのは「規則」と読み替えるもの
とする。

(民間競争入札実施要項)

第十八条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、民間競争入札実施要項を定めることができる。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇十 (略)

(削除)

3 前項第三号に規定する資格は、おおむね次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三 (略)

(削除)

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、おおむね次に掲げるものを明らかにするものとする。

一〇三 (略)

四 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

五〇七 (略)

第十八条 地方公共団体の長は、第八条に規定する実施方針において民間競争入札の対象として選定された地方公共団体の特定公共サービス（以下「地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」という。）ごとに、遅滞なく、民間競争入札実施要項を定めるものとする。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〇十 (略)

十一 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項

3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。

一〇三 (略)

四 その他地方公共団体民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項

4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。

一〇三 (略)

四 地方公共団体民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度

五〇七 (略)

(準用)

第十九条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「第十八条第二項第五号に規定する評価の基準を定めているときは、当該基準に従って評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も有利な申込みをした者（最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

(準用)

第十九条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、地方公共団体の長が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十条第五号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十三条において準用する第二十二条第一項」と、同条第十二号中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十八条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があつた場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も」とあるのは「最も有利な申込みをした者（最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「規則で定めるもの」と読み替えるものとする。

<p>(戸籍法等の特例)</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p>	<p>(戸籍法等の特例)</p> <p>第三十四条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>二〇九 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九（略）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務</p> <p>十一（略）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。</p> <p>② 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。</p>	<p>（指定都市の権能）</p> <p>第二百五十二条の十九（略）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 墓地、埋葬等の規制に関する事務</p> <p>十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務</p> <p>十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務</p> <p>十二（略）</p> <p>十三 都市計画に関する事務</p> <p>十四（略）</p> <p>十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二百六十条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>② 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p>

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)
備考 (略)

法律	(略)	事務	(略)
地方財政法(昭和三十二年法律第九号)	<p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務(都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。)、同条第六項の規定により処理することとされている事務(都道府県に対する届出に係るものに限る。)、同条第八項の規定により処理することとされている事務(同項に規定する同意に係るものに限る。)、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)</p> <p>並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務</p>	二(四) (略)	

③ 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)
備考 (略)

法律	(略)	事務	(略)
地方財政法(昭和三十二年法律第九号)	<p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務(都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。)、同条第三項の規定により処理することとされている事務(同項に規定する同意に係るものに限る。)、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務(都道府県が行う許可に係るものに限る。)</p> <p>並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務</p>	二(四) (略)	

(略)	(略)
<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p>	<p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の三、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十四条並びに第二百一条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 市が第三十一条第一項、第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十四条並びに第二百一条の規定により処理することとされている事</p>
(略)	(略)
<p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）</p>	<p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の三、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十四条並びに第二百一条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十四条並びに第二百一条の規定により処理することとされている事務</p>

	<p>三 町村が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項の規定により処理することとされている事務</p>	(略)	(略)	<p>公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)</p>	<p>第三十七条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	(略)	(略)	<p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)</p>	<p>一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ・ロ (略)</p> <p>ハ 第十七条第四項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務 (政令で定めるものを除く。)</p> <p>二 (略)</p>
	<p>三 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が第五十八条第二項及び同条第四項において準用する第五十六条第五項の規定により処理することとされている事務</p>	(略)	(略)	<p>公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)</p>	<p>第三十七条第四項、第四十四条第六項、第四十五条第三項及び第四十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	(略)	(略)	<p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)</p>	<p>一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ・ロ (略)</p> <p>ハ 第十七条第三項の規定により国道に関して指定市以外の市町村が処理することとされている事務 (政令で定めるものを除く。)</p> <p>二 (略)</p>

(略)	(略)
<p>地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）</p>	<p>一 第七条、第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第九条、第十一条、第十三条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第二項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第五項及び第六項、第十八条（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項及び第二項（第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十四条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項（第四十五条において</p>
(略)	(略)
<p>地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）</p>	<p>一 第七条、第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第九条、第十一条、第十三条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第二項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第五項及び第六項、第十八条（第四十二条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条第二項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項及び第二項（第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条、第二十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十二条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十五条第三項（第四</p>

	<p>て準用する場合を含む。）、第三十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項から第三項まで（第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十一条、第四十二条第一項並びに第四十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二（略）</p>	<p>薬事法（昭和三十一年法律第百四十五号）</p>
	<p>十五条において準用する場合を含む。）、第三十六条第一項（第四十五条において準用する場合を含む。）、第三十八条第一項から第三項まで（第四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第四十一条、第四十二条第一項並びに第四十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二（略）</p>	<p>薬事法（昭和三十一年法律第百四十五号）</p>
<p>一 第二十一条、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条、第七十二条第三項、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及び第二項並びに第七十六条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第二十一条第一項及び第二項、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> <p>三 第八十三条第一項において読み替えて適用する第二十一条、第六十九条第一項及び第四項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	<p>一 第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条、第七十二条第三項、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及び第二項並びに第七十六条の八第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二 第六十九条第三項並びに第七十条第一項及び第二項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p> <p>三 第八十三条第一項において読み替えて適用する第二十一条、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条並びに第七十二条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	

(略)	騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)	第十八条の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務	(略)
都市計画法(昭和四十三年法律第九十八号)	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ 第二十条第二項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分)に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。ハ)において同じ。)、第二十二條第二項、第二十四條第一項前段及び第五項並びに第六十五條第一項(国土交通大臣が第五十九條第一項若しくは第二項の認可又は同條第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に係る部分)に限る。ロ)において同じ。)、の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ 第六十五條第一項の規定により市が処理することとされている事務	(略)	(略)
(略)	騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)	第十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)
都市計画法(昭和四十三年法律第九十八号)	一 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの イ 第二十条第二項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧に供する事務に係る部分)に限り、第二十一条第二項において準用する場合を含む。ロ)において同じ。)、第二十二條第二項、第二十四條第一項前段及び第五項並びに第六十五條第一項(国土交通大臣が第五十九條第一項若しくは第二項の認可又は同條第三項の承認をした都市計画事業について許可をする事務に係る部分)に限る。)、の規定により都道府県が処理することとされている事務 ロ 第二十條第二項及び第六十二條第二項(国土交通大臣から送付を受けた図書の写しを公衆の縦覧	(略)	(略)

	<p>に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第百三十九条の四各号に掲げる事務（この法律第五十九条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の認可又は同条第三項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。）</p>	<p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）</p>
	<p>に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第百三十九条の三各号に掲げる事務（この法律第五十九条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の認可又は同条第三項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。）</p>	<p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）</p>
<p>に供する事務に係る部分に限り、第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が処理することとされている事務</p> <p>二 第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、同法第百三十九条の三各号に掲げる事務（この法律第五十九条第一項若しくは第二項の規定による国土交通大臣の認可又は同条第三項の規定による国土交通大臣の承認を受けた都市計画事業に関するものに限る。）</p>	<p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）</p> <p>一 都道府県が第六十一条第一項、第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項（第九十九条の八第五項（第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p>	<p>都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）</p> <p>一 都道府県が第六十一条第一項、第六十六条第一項から第八項まで、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第九十八条第二項（第九十九条の八第五項（第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第百十八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）</p>

二 市が第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分に限る。）第六十六条第一項から第八項まで並びに第九十八条第二項（第一百八条の二十七第二項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定により処理することとされている事務（機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

三 市町村が第五十五条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第十九条第四項、第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項（第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項並びに第九十六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

二 市町村が第五十五条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項及び第四項において準用する第十六条第一項（ただし書を除く。）及び第十九条第四項、第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項（第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項並びに第九十六条第六項において準用する第四十一条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）

(略)	環境基本法(平成五年法律第九十一号)	(略)	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が第九十二条第一項、第九十七条第一項から第八項まで、第九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二十三条第二項(第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)</p> <p>二 市が第九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都</p>
(略)	環境基本法(平成五年法律第九十一号)	(略)	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が第九十二条第一項、第九十七条第一項から第八項まで、第九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二十三条第二項(第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都市再生機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)</p> <p>二 市が第九十二条第一項(土地の試掘等に係る部分に限る。)、第九十七条第一項から第八項まで並びに第二百三十三条第二項及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は都</p>
(略)	環境基本法(平成五年法律第九十一号)	(略)	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>一 都道府県が第九十二条第一項、第九十七条第一項から第八項まで、第九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第五項並びに第二十三条第二項(第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。)及び第三項の規定により処理することとされている事務(都道府県又は機構等(市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。)が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)</p>

(略)	<p>市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）</p> <p>三 市町村が第八十三条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第八十八条第三項及び第四項において準用する第四十条第二項及び第四十三条第四項、第九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項、第九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第二百三十三条第一項並びに第二百三十四条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。）、第二百三十四条第二項において準用する第二百三十三条第三項並びに第二百五十条第六項において準用する第六十条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）</p>
-----	---

(略)	<p>二 市町村が第八十三条第二項（第八十四条において準用する場合を含む。）、第八十八条第三項及び第四項において準用する第四十条第二項及び第四十三条第四項、第九十二条第一項及び第三項、第九十九条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第二百三十三条第一項並びに第二百三十四条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。）、第二百三十四条第二項において準用する第二百三十三条第三項並びに第二百五十条第六項において準用する第六十条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。）</p>
-----	---

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）
備考（略）

法律	(略)	事務	(略)
都市再開発法（この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 昭和三十八号） 一・二（略） 三 第六十一条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）	公有地の拡大の 推進に関する法		第四条第一項及び第五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）
備考（略）

法律	(略)	事務	(略)
都市再開発法（この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 昭和三十八号） 一・二（略） 三 第六十一条第一項及び第三項、第六十八条第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第九十八条第一項並びに第九十九条第一項及び第三項から第五項まで（これらの規定を第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）並びに第九十九条第二項において準用する第九十八条第三項に規定する事務（個人施行者、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業に係るものに限る。）	公有地の拡大の 推進に関する法		第四条第一項及び第五条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

<p>律（昭和四十七年法律第六十六号）</p>	<p>（略）</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）</p>	<p>（略）</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成</p>
	<p>（略）</p>	<p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一・二（略）</p> <p>三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項後段（第百一条において準用する同法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>	<p>（略）</p>	<p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一・二（略）</p> <p>三 第九十二条第一項（土地の試掘等に係る部分を</p>

<p>律（昭和四十七年法律第六十六号）</p>	<p>（略）</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）</p>	<p>（略）</p>	<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成</p>
	<p>（略）</p>	<p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一・二（略）</p> <p>三 第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項後段（第百一条において準用する同法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>	<p>（略）</p>	<p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一・二（略）</p> <p>三 第九十二条第一項及び第三項、第九十九条第</p>

<p>九年法律第四十九号)</p>	<p>九年法律第四十九号第二項において除く。)及び第三項、第九十九号第二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第二百三十三号第一項並びに第二百三十四号第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。)並びに第二百三十四号第二項において準用する第二百三十三号第三項に規定する事務(個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)</p>	<p>第九条第七項(第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第三十八条第五項、第四十九条第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条第四項及び第六項並びに第九十七条第一項の規定により町村が処理することとされている事務</p>
<p>九年法律第四十九号)</p>	<p>二項において準用する土地収用法第三十六条第四項、第二百三十三号第一項並びに第二百三十四号第一項及び第三項から第五項まで(これらの規定を第二百四十一条第五項において準用する場合を含む。)並びに第二百三十四号第二項において準用する第二百三十三号第三項に規定する事務(個人施行者、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社が施行する防災街区整備事業に係るものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)</p>	<p>第九条第七項(第三十四条第二項、第四十五条第四項、第五十条第二項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第一項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第一項、第三十八条第五項、第四十九条第三項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)、第五十一条第四項及び第六項並びに第九十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務</p>

改 正 案	現 行
<p>（地方債の協議等）</p> <p>第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>3 実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が政令で定める数値を超えるものを除く。）であつて、当該地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち次に掲げる地方債の合計額が政令で定める額（第七項において「協議不要基準額」という。）を超えないもの（第五項及び第六項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この項、第五項、第六項及び第八項において「公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとすし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（第一項の規定による協議において同意を得、又</p>	<p>（地方債の協議等）</p> <p>第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。</p> <p>（新設）</p>

は次条第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債の資金を公的資金から公的資金以外の資金に変更しようとする場合を除く。）は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

一 第一項の規定による協議をした地方債

二 第六項の規定による届出をした地方債

三 次条第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債

4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実質公債費比率 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当

（新設）

該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

二 実質赤字額 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三 連結実質赤字比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条二号に規定する連結実質赤字比率

四 将来負担比率 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第四号に規定する将来負担比率

5| 次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第三項の規定にかかわらず、第一項の規定による協議をしなければならない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、

（新設）

政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

6 | 協議不要対象団体は、公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第三項の規定により第一項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

7 | 前項の規定による届出をした地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち第三項各号に掲げるものの合計額が協議不要基準額を超えることとなつた場合は、当該地方公共団体は、その超えることとなつた日以前に前項の規定による届出をした地方債について、既に当該届出をした地方債を起こし、又は当該届出をした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更している場合を除き、第一項の規定による協議をしなければならぬ。この場合において、その超えることとなつた日以前に当該地方公共団体がした前項の規定による届出は、既に当該地方公共団体が起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方債に係るものを除き、なかつたものとみなす。

(新設)

(新設)

8| 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る公的資金を借り入れることができる。

9| 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債（第六項の規定による届出がされた地方債のうち第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法

第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

10| 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

11| 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第十三条第一項に規定する許可をすることがかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都

3| 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る政令で定める公的資金を借り入れることができる。

4| 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債

に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

5| 地方公共団体が、第一項に規定する協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長において特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合は、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

6| 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をすることがかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都

道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（第六項の規定による届出がされる地方債のうち第一項の規定による協議を受け
たならば同意をすることとなると認められるもの並びに次条第一項及び
第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をす
る地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書
類を作成し、これらを公表するものとする。

12] 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前
項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審
議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方
法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定める
ところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなら
ない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項
の規定による届出をすることを要しない。

一 前条第四項第二号に規定する実質赤字額が政令で定めるところによ
り算定した額以上である地方公共団体

道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（

次条第一項及び

第三項から第五項まで並びに同法第十三条第一項の規定により許可をす
る地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書
類を作成し、これらを公表するものとする。

7] 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前
項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審
議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方
法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定める
ところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなら
ない。この場合においては、前条第一項の規定による協議
をすることを要しない。

一 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入
をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところに
より算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するた
め当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度
の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべ
き債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に
執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額

二 前条第四項第一号に規定する実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したものであるもの

五 前条第一項の規定による協議をせず若しくは同条第六項の規定による届出をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可

の合算額が、政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したものであるもの

五 前条第一項の規定による協議をせず

又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可

を受けずに地方債を起し又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したものが指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 地方公営企業法 第二条第一項

に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するものうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で

を受けずに地方債を起し又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したものが指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、若しくは同条第六項の規定による届出をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは届出又は許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項

に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するものうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で

定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

- 二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。
- 5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議又は同条第六項の規定による届出をすることを要しない。

定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

- 二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの
- 4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉦区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議
- 5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議

をすることを要しない。

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第八項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項及び第三項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)

第三十条の三 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）
同条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県に対する届出に係るものに限る。）、同条第八項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

6 前条第一項ただし書の規定は、第一項及び第三項から第五項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第三項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

7 総務大臣は、第一項、第三項及び第四項の総務大臣の許可並びに第一項第四号から第六号までの規定による指定及び第二項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(事務の区分)

第三十条の三 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。）
同条第三項
の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。）、第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(公営企業の廃止等に係る地方債の特例)

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うた

第三十三条の五の七 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この条において同じ。）は、平成二十一年度から平成二十五年度までの間に限り、次の各号に掲げる行為が当該地方公共団体の将来における財政の健全な運営に資すると認められる場合には、当該各号に定める経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

一 当該地方公共団体が経営する公営企業（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号イに規定する公営企業に限る。次号において同じ。）の廃止 当該廃止に伴い一般会計又は他の特別会計において一時に負担する必要がある経費として総務省令で定める経費

二 当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が経営する公営企業の廃止 当該廃止に伴い当該地方公共団体が当該地方公共団体の組合又は地方開発事業団に対して交付する負担金又は補助金のうち、前号に定める経費に相当する経費の財源に充てる必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの

三 当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方道路公社又は土地開発公社（以下この号及び次号において「公社」という。）の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止 当該地方公共団体がその元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行っている当該公社の借入金の償還に要する経費のうち、当該解散又は廃止を行うために当該地方公共団体が負担する必要があると認められるものとして総務省令で定めるもの及び当該解散又は廃止を行うた

めに当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の第三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

めに当該地方公共団体が当該公社に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものに係る債務を免除する必要がある場合において当該債務を免除するため必要となる経費

四 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人（公社及び地方独立行政法人を除く。以下この号において同じ。）及び当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人の解散（破産手続その他の総務省令で定める手続によりこれらの法人が清算をする場合に限る。以下この号において同じ。）又はこれらの法人の事業の再生（再生手続その他の総務省令で定める手続によるものに限る。以下この号において同じ。） 当該地方公共団体がその借入金について損失補償を行つてゐる法人の借入金について当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体と当該法人の債権者との損失補償に係る契約に基づき負担する必要がある損失補償に要する経費及び当該解散又は事業の再生に伴い当該地方公共団体が貸付金の貸付けを行つてゐる法人に対する当該地方公共団体の貸付金であつて総務省令で定めるものが償還されないこととなつたため必要となる経費

2 地方公共団体は、前項の規定による地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の第三第一項及び第五条の四第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、第五条の三第四項第一号に規定する実質公債費比率

及び同項第四号に規定する将来負担比率

の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第八項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可等）

第三十三条の七 平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である

3 地方公共団体は、前項に規定する許可の申請をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

4 第二項に規定する許可を受けようとする地方公共団体は、第一項各号に掲げる行為により見込まれる財政の健全化の効果、実質公債費比率（

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第三号に規定する実質公債費比率をいう。）及び将来負担比率（同条第四号に規定する将来負担比率をいう。）の将来の見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを第二項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

5 第五条の三第三項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第二項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

6 総務大臣は、第二項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

7 第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可等）

第三十三条の七 平成十七年度までの間における第五条第五号の規定の適用については、同号中「学校その他の文教施設」とあるのは、「普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である

地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならぬ。

3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法（平成十一年法律第六十号）第八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後にお

地方公共団体において、学校その他の文教施設」とする。

2 前項に規定する年度までの間、特別区が地方債をもつて同項の規定により読み替えられる第五条第五号に掲げる事業費及び購入費の財源とすることができる場合は、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率がいずれも標準税率以上である場合でなければならぬ。

3 第五条の三、第五条の四及び第三十条の三の規定は、第一項に規定する年度までの間、適用しない。

4 第一項に規定する年度までの間、地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならぬ。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

5 総務大臣は、前項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならぬ。

6 総務大臣又は都道府県知事が第四項の規定により許可をした地方債に係る元利償還に要する経費並びに自治大臣又は都道府県知事が中央省庁等改革関係法（平成十一年法律第六十号）第八十条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の七第四項及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）第一条の規定による改正前の地方自治法第二百五十条の規定によつて許可をした地方債に係る元利償還に要する経費は、平成十八年度以後にお

ける第五条の三第九項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年まで（次項及び次条第一項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項及び第六項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る

ける第五条の三第四項の規定の適用については、同項に規定する地方債に係る元利償還に要する経費とみなす。

7 第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年まで（次項及び次条第一項において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起こす地方債を含む。）を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする地方公共団体は、当該年度以後特例期間内における各年度に支給すべき退職手当の合計額の見込額、職員の数の現況及び将来の見通し、給与の適正化に関する事項その他の総務省令で定める事項を定めた計画を作成し、これを同項に規定する許可の申請書に添えて提出しなければならない。

3 第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る

元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五条の三第三項及び第十一項の規定の適用については、同条第三項中「第五項まで若しくは」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項若しくは第三十三条の八第一項若しくは」と、同項第三号中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項又は第三十三条の八第一項」と、同条第十一項中「第五項まで」とあるのは「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（地方債の許可の基準等の特例）

第三十三条の八の二 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、

「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、

「第五項まで、第三十三条の五の七第二項並びに第三十三条の八第一項」とする。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 実質赤字比率 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。）の当該年度の前年度の歳入（一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「一般会計等」という。）に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）が歳出（一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「実質赤字額」という。）を当該年度の前年度の地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）<u>第五条の三第四項第一号</u>に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値</p> <p>イ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 実質赤字比率 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。）の当該年度の前年度の歳入（一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「一般会計等」という。）に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）が歳出（一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「実質赤字額」という。）を当該年度の前年度の地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）<u>第五条の四第一項第二号</u>に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値</p> <p>イ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規</p>

定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計

ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（次号において「法非適用企業」という。）に係る特別会計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定める特別会計

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用

定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計

ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（次号において「法非適用企業」という。）に係る特別会計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、政令で定める特別会計

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあつては、当該合算額を合計した額

ロ 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、政令で定めるところにより算定した資金の不足額がある場合にあつては、当該資金の不足額を合計した額

ハ 一般会計又は公営企業に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、歳入額（当該年度に繰り越して使用

する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。
。）が歳出額を超える場合にあっては、当該超える額を合計した額
二 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において
、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合に
あっては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の三第四項第一
号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元
利償還金」という。）の額と同項第一号に規定する準元利償還金（以
下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地
方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特
定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二十
一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に
係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入
される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区に
あっては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下
この号及び次号において「算入公債費等の額」という。）との合算額
を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額
で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算し
たものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額が
リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額
を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除
した額で除して得た数値

する経費に係る歳出の財源に充てるために繰り越すべき金額を除く。
。）が歳出額を超える場合にあっては、当該超える額を合計した額
二 公営企業に係る特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において
、政令で定めるところにより算定した資金の剰余額がある場合に
あっては、当該資金の剰余額を合計した額

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二
号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元
利償還金」という。）の額と同項第二号に規定する準元利償還金（以
下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地
方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特
定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二十
一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に
係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入
される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区に
あっては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下
この号及び次号において「算入公債費等の額」という。）との合算額
を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額
で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算し
たものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額が
リからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額
を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除
した額で除して得た数値

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十四条に規定する債務負担行為（へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出予定額（地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。）

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員（地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるもの

イ 当該年度の前年度末における一般会計等に係る地方債の現在高
ロ 当該年度の前年度末における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十四条に規定する債務負担行為（へに規定する設立法人以外の者のために債務を負担する行為を除く。）に基づく支出予定額（地方財政法第五条各号に規定する経費その他の政令で定める経費の支出に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した額に限る。）

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 当該年度の前年度の末日における当該地方公共団体の職員（地方自治法第二百四条第一項の職員をいい、都道府県にあつては市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員を含み、市町村及び特別区にあつては当該職員を除く。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるもの

として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又はロからへまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額

ヌ イに規定する地方債の償還額又はロから二までに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計

として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト 連結実質赤字額

チ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団の連結実質赤字額に相当する額のうち、当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

リ イに規定する地方債の償還額又はロからへまでに掲げる額に充てることができる地方自治法第二百四十一条の基金として総務省令で定めるものの当該年度の前年度末における残高の合計額

ヌ イに規定する地方債の償還額又はロから二までに掲げる額に充てることができる特定の歳入の見込額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額

ル 地方交付税法の定めるところにより、イに規定する地方債の償還、ロに規定する債務負担行為に基づく支出、ハに規定する一般会計

等からの繰入れ又は二に規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること及び同条第六項の規定による届出をする

等からの繰入れ又は二に規定する地方公共団体による負担若しくは補助に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。）

五 早期健全化基準 財政の早期健全化（地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて、政令で定める数値をいう。

六 財政再生基準 財政の再生（地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。以下同じ。）を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準の数値を超えるものとして政令で定める数値をいう。

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること

こと並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第八項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第九項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

附則

第一条く第四条 (略)

第五条及び第六条 削除

並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2 財政再生計画につき第十条第三項の同意を得ている財政再生団体についての前項の許可は、当該財政再生計画に定める各年度ごとの歳入に関する計画その他の地方債に関連する事項及び当該財政再生計画の実施状況を勘案して行うものとする。

3 地方財政法第五条の三第三項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債について、同条第四項の規定は、第一項に規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

4 総務大臣は、第一項の総務大臣の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

附則

第一条く第四条 (略)

(国等に対する寄附金等)

第五条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの条の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)若しくは国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に

第七条～第十三条 (略)

規定する大学共同利用機関法人をいう。以下この条において同じ。)又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは日本年金機構(以下この条において「会社等」という。)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

(国等に対する寄附金等に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の日前に旧再建法第二十四条の規定によりされた同意又は協議の申出は、前条の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

第七条～第十三条 (略)

改正案	現行
<p>第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に關し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。</p> <p>この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の關係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。</p>

改正案	現行
<p>第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に<u>関し必要な事項</u>については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p>

改正案	現行
<p>第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p> <p>第二十二條 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>第二十一条 博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の關係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p> <p>第二十二條 博物館協議会の設置、その委員の定数及び任期その他博物館協議会に關し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p>

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）（抄）（第二十条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>第五條 削除</p>	<p>第五條 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては二百四十人、分校にあつては政令で定める数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、夜間において授業を行う定時制の課程のみを置くものである場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>第二十一条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>（削る）</p> <p>二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>③ 前項各号に掲げる事項のほか、人材確保支援計画を定める場合には、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。</p> <p>④・⑤（略）</p> <p>第二十二條 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、人材確保支援計画に定められた前条第二項第二号の事業を実施する都道府県に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>②（略）</p>	<p>第二十一条</p> <p>②（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項</p> <p>三（略）</p> <p>四 その他特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に関し都道府県が必要と認める事項</p> <p>（新設）</p> <p>③・④（略）</p> <p>第二十二條 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、人材確保支援計画に定められた前条第二項第三号の事業を実施する都道府県に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>②（略）</p>

改正案	現行
<p>第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。</p> <p>第二十一条の五の六（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第二項第六号（第二十四条の九第二項（第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十四条の十七第十一号及び第二十四条の三十六第十一号において同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第十八条の二 都道府県知事は、<u>厚生労働大臣の定める基準に従い、児童委員の研修に関して計画を作成し、これを実施しなければならない。</u></p> <p>第二十一条の五の六（略）</p> <p>②・③（略）</p> <p>④ 第二項後段の規定により委託を受けた指定障害児相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。次項並びに第二十一条の五の十五第二項第四号（第二十四条の九第二項（第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十四条の十七第一号及び第二十四条の三十六第一号において同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。</p>

⑤ (略)

第二十一条の五の十五 (略)

② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二・三 (略)

四 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又

⑤ (略)

第二十一条の五の十五 (略)

② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二・三 (略)

四 申請者の役員又は当該申請に係る障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項において「役員等」という。)が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者又は申請者の役員等が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所

はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める
使用人（以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号
において「役員等」という。）であつた者で当該取消の日から
起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された
者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以
内に当該者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五
年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の
取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該
指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防
止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制
の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定
障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この
号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相
当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該
当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下こ
の号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申
請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を
与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この
号において「申請者の親会社等」という。））、申請者の親会社等
が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、
若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生
労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由

支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その
他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有してい
た責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに
該当しないこととすることが相当であると認められるものとして
厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の
事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその
事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定
めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）
、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業
を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係
にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式
の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しく

を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 削除

九・十 (略)

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員

はその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるものうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 申請者の役員等が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該取消しの処分を受けた法人の役員等であつた者で、当該取消しの日

から起算して五年を経過しないものであるとき。

九・十 (略)

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者の役員等が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)

等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相
当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の
日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不
正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号ま
で又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるもので
あるとき。

十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号
まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者である
とき。

③ 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省
令で定める基準に従い定めるものとする。

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該
当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二
十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指
定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児通所支援事業者が、第二十一条の五の十五第二項第
四号、第五号、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至
つたとき。

二〇十 (略)

（の役員等であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過
しないものであるとき。

十二 申請者又は申請者の役員等が、指定の申請前五年以内に障害
児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき
。

(新設)

(新設)

(新設)

第二十一条の五の二十三 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該
当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二
十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指
定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児通所支援事業者又はその役員等が、第二十一条の五
の十五第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに
該当するに至つたとき。

二〇十 (略)

十一 指定障害児通所支援事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定障害児通所支援事業者が法人でない場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

② (略)

第二十一条の十の二 (略)

② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③・④ (略)

第二十四条の九 (略)

② 第二十一条の五の十五第二項（第七号を除く。）及び第三項の規定は、第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

十一 指定障害児通所支援事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(新設)

② (略)

第二十一条の十の二 (略)

② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項又は第十七条第一項の指導（保健所を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。）に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③・④ (略)

第二十四条の九 (略)

② 第二十一条の五の十五第二項（第七号を除く。）の規定は、第二十四条の二第一項の指定障害児入所施設の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する
場合においては、当該指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第
一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは
一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の九第二項におい
て準用する第二十一条の五の十五第二項第四号、第五号、第十三
号又は第十四号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 十 (略)

十一 指定障害児入所施設の設置者が法人である場合において、そ
の役員又は当該指定障害児入所施設の長のうちに指定の取消し又
は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五
年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした
者があるとき。

十二 指定障害児入所施設の設置者が法人でない場合において、そ
の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停
止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又
は著しく不当な行為をした者であるとき。

第二十四条の二十八 (略)

② 第二十一条の五の十五第二項(第四号、第十一号及び第十四号を
除く。)の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する
場合においては、当該指定障害児入所施設に係る第二十四条の二第
一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは
一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児入所施設の設置者又はその役員若しくは当該指定障
害児入所施設の長(以下この条において「役員等」という。)が
、第二十四条の九第二項において準用する第二十一条の五の十五
第二項第四号、第五号、第八号又は第十一号のいずれかに該当す
るに至ったとき。

二 十 (略)

十一 指定障害児入所施設の設置者又はその役員等のうちに指定の
取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとする
とき前五年以内に障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行
為をした者があるとき。

(新設)

第二十四条の二十八 (略)

② 第二十一条の五の十五第二項の規定は、第二十四条の二十六第一
項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。こ